

チェックリスト（計画届・添付書類関係）

届出書類に添えて、提出願います。

助成金名：雇用調整助成金（休業） 能登半島地震豪雨・半島過疎臨時特例

提出期限：休業等を開始する日の前日まで

※ここに掲載したもの以外であっても、石川労働局が審査にあたって必要な書類の提出を求める場合があります。

※ご提出いただく様式は厚生労働省ホームページよりダウンロードいただけます。

事業所名【】

	初回	2回目 以降	申請様式番号・様式名・添付書類	備考
①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	様式新特第1号(1) 雇用調整助成金 休業等実施計画（変更）届	既に提出した内容に変更が生じた場合は事前に変更届を提出して下さい
②	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	様式新特第1号(2) 雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書(能登半島地震豪雨・半島過疎臨時特例用)	
③	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	生産指標の確認書類 (月次損益計算書等)	支給対象期間の初日が属する月（その前月または前々月でも可）の値が、2年前同期～令和6年9月豪雨前のいずれか1ヶ月を比べると10%以上減少していることが必要
④	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	様式新特第1号(5) 雇用調整実施事業所の出向推進の状況に関する申出書	項目5を「はい」とした場合、様式新特第1号(5)に定める別紙を添付して下さい
⑤	<input type="checkbox"/>	※	休業協定書（写）	※失効した場合、改めて締結したものの添付が必要です
⑥	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	年間休日カレンダー	前年度及び今年度分
⑦	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	●就業規則、給与規定等	無いときは労働局の様式：会社概要をダウンロードしてください。
⑧	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	●変形労働時間制に関する協定書等	変形労働時間制、事業場みなし労働時間制又は裁量労働制をとっている場合
⑨	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	●事業所概要/企業規模の確認書類 (会社パンフレット、法人税確定申告書、労働者名簿、会社組織図等)	左記のうち特に企業規模がわかる資料を提出願います（中小企業か大企業かを判定します）

●の書類につきましては、雇用調整助成金（能登半島地震特例）申請時に提出した内容と変更がなければ省略できます

⑩	<input checked="" type="checkbox"/>	様式新特第1号(3) 計画一覧表 実績一覧表及び所定外労働等の実施状況に関する申出書			
⑪	<input checked="" type="checkbox"/>	様式第1号(4) 雇用調整実施事業所の雇用指標の状況に関する申出書			
⑫	<input checked="" type="checkbox"/>	(派遣労働者を受け入れている場合) 派遣先管理台帳	直近3か月分及び前年同期3か月分		
	<input type="checkbox"/>	石川労働局（県内ハローワーク含む）では、支給申請書等の提出者が申請事業所の事業主、従業員等あるいは提出代理人（代行者）であるかを確認するため、窓口で支給申請書等を提出していただく際は、「雇用関係助成金支給申請書等の提出者（手続き者）の確認について」により提出者本人の身分確認を実施しておりますので、ご協力をお願いします。なお、代理人による提出の場合は、委任状（原本）の提出が必要となります。			

《申請書類の提出先・方法》

- 管轄安定所に持参いただくか、簡易書留等の必ず配達記録が残る郵送方法で申請してください。※重要：到達日が受付日となります。
- 管轄安定所が七尾所・羽咋所・輪島所・能登所の事業所の方は、管轄安定所に申請してください。輪島所・能登所の事業所の方で、避難等により管轄安定所への持参が困難な場合は、石川労働局職業対策課に申請してください。

《留意事項》

- 助成金支給申請時に石川労働局（又は管轄安定所）に提出した書類については、助成金の支給が終了した後も5年間保管してください。
- 石川労働局や会計検査院による実地検査が行われることがあるので、その際は書類の提出等にご協力いただくようお願いします。
- 虚偽の申し立てがあった場合は、不正受給として処分され、処分の日から起算して5年間は、雇用関係助成金は支給されません。また、支給された助成金の返還に加え、延滞金及び返還を求めた額の2割に相当する額の合計額が請求されるとともに、原則事業主名等が公表されます。

特例により
不要